

低入札価格工事に係るかし担保期間中の現場調査及び報告要領

(目的)

第1条 この要領は、低入札価格工事の品質を確保するため、益田市建設工事低入札価格調査取扱規程第19条第1項第8号の規定に基づく現場調査及び報告を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 この要領を適用する工事は、低入札価格調査制度調査対象工事（以下「低入札価格工事」という。）とする。

(計画書の作成)

第3条 低入札価格工事の請負者は、工事目的物の引渡時において、かし担保期間中に行う年1回の現場調査に関する計画書（以下「計画書」という。）を作成し、発注者の承認を得なければならない。

2 計画書には次の各号に掲げるものを記載する。

(1) 調査体制 複数の技術者で行い、最低1名は低入札価格工事に従事した技術者であること。

(2) 調査員の役職、氏名、保有資格 調査員の保有資格は、低入札価格工事の監理（主任）技術者となり得る資格を有する者とする。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 調査時期 工事目的物の引渡しを行ったのち、かし担保期間中、毎年定期的に行う計画であること。

(4) 調査方法

ア 竣工時に提出した管理図表を用いて、調査結果と比較すること。

イ 橋梁等近づけない場合は、別途協議すること。

ウ 調査に必要な法的手続きを取るとともに、第三者も含めた事故防止措置を行うこと。

(5) 連絡先

(6) その他必要事項

(現場調査)

第4条 前条に規定する計画書に基づき、かし担保期間中、毎年4月末までに当該年度の具体的な調査日程表を提出し、調査を開始する5日前には発注者に事前連絡しなければならない。

2 必要があれば、発注者は調査に立会することができる。

3 調査中において、なんらかの異常が発見されたときは、ただちに発注者に連絡し、指示を受けて追加調査等を行わなければならない。

(報告)

第5条 前条に基づき現場調査した結果は、調査終了後10日以内に報告書を提出して、発注者の確認を受ける。

2 かし担保期間の最終年度には、当該年度の報告書とは別に、かし担保期間中の調査結果を取りまとめた全体報告書を提出して、発注者の確認を受けなければならない。

(その他)

第6条 この調査や必要な対応策等に要する費用は、すべて請負者の負担とする。

2 必要な書式は別紙様式による。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

(様式)

年 月 日

益田市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

現場調査に関する計画書

年 月 日に竣工検査を受けた下記の工事について、低価格入札者との契約に関する特約条項第6条の規定に基づいて、必要な書類を提出いたします。

工 事 名				
工事場所	益田市			
工事期間	着工	年 月 日	実地完成	年 月 日
最終請負金額			引渡日	
監理(主任) 技術者			現場代理人	
かし担保期間	自		至	
調査体制				
調査員役職・氏名			保有資格	
調査時期				
調査方法				
連絡先				
備考				